

(別添)

令和6年3月新規高等学校卒業者の就職に係る申合せ事項

I 令和5年度応募前職場見学について

応募前職場見学を実施する。

1 趣旨

就職を希望する生徒が、応募前に直接事業所を訪問し、求人票に記載されていない内容等を確認することは、自己の個性・適性に応じた職種や応募先を決定する上で効果的である。

2 実施に当たっての留意事項

- (1) 新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領に従い実施するものとする。
ただし、教員等が引率した場合、「職場見学確認書」は省略可能とする。
- (2) 対象生徒は、当該事業所への応募を検討中若しくは学校からの推薦を得て応募する予定のものに限る。
- (3) 見学期間は、原則として夏季休業中とする。
- (4) 教員のもとで実施することが望ましいが、やむを得ず生徒のみで参加する場合は、保護者の同行や任意保険への加入等を推奨する。
なお、就職サポーター等の企業訪問に合わせて実施する場合は、教員の引率がなくてもよいこととする。
- (5) 求人者は、学校及び生徒に対して職場見学依頼書以外の書類の提出を求めないようにする。
- (6) 求人者は、求人者と生徒の面談機会において生徒本人の状況を聴取する等、採用選考類似の行為をとらないよう十分留意する。

II 令和5年度就職慣行について

10月1日以降は一人二社までの複数応募・推薦を可能とする。

1 趣旨

新規高卒者の就職を取り巻く環境が変化中、生徒の意思等に基づく職業及び事業所の選択・決定を効果的に実施するため、応募・推薦の機会を拡大する。

2 実施に当たっての留意事項

- (1) 生徒が作成する履歴書の備考欄に「専願」・「併願」の別を明記する。
- (2) 併願可の求人事業所は、求人票に「複数応募可」を記入する。

- (3) 山口県総務部学事文書課及び山口県教育庁高校教育課は、高等学校等に対して、趣旨及び複数応募・推薦を可能にする旨の周知徹底を図る。
- (4) 山口労働局職業安定部職業安定課、各公共職業安定所及び経済団体は、県内の求人事業所に対して、複数応募・推薦を可能にする旨の周知徹底を図るとともに、理解、協力を求める。
- (5) 求人枠の拡大及び選考結果の早期通知（10日程度）を求める。

卒業前に求人者が実施する研修及び研修に類するものは、その名称の如何に関わらず行わないこととする。

なお、研修に類さない内定式を行う場合においても、学校教育に支障をきたさないよう日程を調整することとする。

1 趣 旨

卒業前に求人者が実施する実習・研修等は学校教育に支障をきたし、また災害発生が懸念されるため。

なお、卒業後、入社までの間に研修及び研修に類するものを行う場合は、求人者責任のもとに行うこととする。

令和5年3月16日

山口県高等学校就職問題検討会議
山口県商工会議所連合会
山口県商工会連合会
山口県経営者協会
山口県中小企業団体中央会
山口県公立高等学校長会
山口県高等学校長協会
山口県私立中学高等学校協会
山口県
山口県教育委員会
山口労働局